

秋田県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
1510025	若美	ワカミ		1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○			S57.3.13	H2.2.14	半島
1510030	加茂	カモ		1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○			S34.12.15		半島
1510035	門前	モンゼン		1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○			S57.3.13	H17.4.26	半島
1510040	脇本	ワキモト		1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○	○		S28.5.28		半島
1510050	船越	フナコシ		1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県					S28.5.28		半島
1510060	五里合	イリアイ		1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○			S44.9.6		半島
1510065	湯之尻	ユノシ		1	男鹿市	男鹿市	秋 田 県		○			S47.3.29		半島
1510070	潟上	カカミ		1	潟上市	潟上市	秋 田 県	2				S28.5.28	H17.3.4	半島
1510075	道川	ミチカワ		1	由利本荘市	由利本荘市	秋 田 県		○			S61.11.17	H18.12.12	
1510080	松ヶ崎	マツガサキ		1	由利本荘市	由利本荘市	秋 田 県		○			S41.11.18	S63.10.5	
1510090	本荘	ホンジョウ		1	由利本荘市	秋田県	秋 田 県			○		S26.7.10		
1510100	西目	ニシメ		1	由利本荘市	由利本荘市	秋 田 県		○			S43.3.30	H18.12.12	
1510110	小砂川	コサガワ		1	にかほ市	にかほ市	秋 田 県		○			S26.11.14		
1510120	八郎湖	ハチロウコ		1	南秋田郡八郎潟町	秋田県	秋 田 県					S43.3.30		(内水面)
1520010	岩館	イワダテ		2	山本郡八峰町	秋田県	秋 田 県		○			S26.7.10	H18.10.27	
1520020	八森	ハチモリ		2	山本郡八峰町	秋田県	秋 田 県		○			S26.7.10	H18.10.27	
1520030	畠	ハタケ		2	男鹿市	秋田県	秋 田 県	2	○			S26.11.14	H18.10.27	半島
1520040	平沢	ヒラサワ		2	にかほ市	秋田県	秋 田 県		○	○	○	S26.7.10	H18.10.27	
1520050	金浦	コノウラ		2	にかほ市	秋田県	秋 田 県		○	○	○	S26.7.10	H18.10.27	
1520060	象潟	キサカタ		2	にかほ市	秋田県	秋 田 県		○	○	○	S26.7.10	H18.10.27	
1530010	樺(船川港)	ツバキ(フナガワミナト)		3	男鹿市	秋田県	秋 田 県		○			S26.7.10	H17.10.26	半島
1540010	北浦	キタウラ		4	男鹿市	秋田県	秋 田 県		○	○		S26.7.10	H17.10.26	半島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。